

一時保護所での児童への対応について

一時保護所での児童の呼び方（名前、番号等）について

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。

一時保護期間中には、職員が生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、子どもや家族に対する支援内容を検討します。子どもにとっても自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する機会となります。常に子どもの権利擁護に留意して行われます。

児童の呼び方は、基本的に名前です。子どもを番号で呼ぶなどの対応は、現在の児童相談所でも行われていません。一時保護所では、子どもに安心感をもたらすような共感的対応を基本とし、各個人の抱える状況に応じた適切な支援・指導を実施してまいります。